

国総地第102号  
国自旅第576号  
令和4年3月31日

各地方運輸局交通政策部長 殿  
各地方運輸局自動車交通部長 殿  
神戸運輸監理部総務企画部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省 総合政策局 地域交通課長  
自動車局 旅客課長

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた  
協議会制度の運用等について

「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）においては、地方公共団体の事務の円滑化に資するよう、以下のとおり対応することとされている。

・路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者による路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更（道路運送法（昭和26年法律第183号）15条の2第1項）に関する都道府県が主催することとされている地域協議会（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第15条の4第2号の地域協議会をいう。以下同じ。）における協議については、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）内で完結する路線に限り、以下の措置を講ずること。

①施行規則を改正し、地域公共交通会議又は活性化協議会において協議が調った場合にも、当該変更の30日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとする。

②地域協議会の要件に関する告示（平成13年国土交通省告示第1202号）を改正し、地域協議会について、市町村が主催することを可能とする。

・地域公共交通会議（施行規則第9条の2の地域公共交通会議をいう。以下同じ。）、地域協議会及び法定協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条の協議会をいう。以下同じ。）の運営については、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能である旨を明確化し、改めて地方公共団体に通知すること。

これを踏まえ、施行規則及び地域協議会の要件に関する告示を改正するとともに、協議会制度の運用について、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う協議会制度の運用等について」（令和2年国総地第84号）の趣旨を明確化するため、下記のとおり改めて整理したので、関係地方公共団体その他の関係者に周知するとともに、既存の協議会も含め、協議会の仕組みの適切な運用を図り、地域において過度な負担や混乱がないよう、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1. 道路運送法施行規則の一部改正等について

#### (1) 道路運送法施行規則の一部改正

道路運送法第 15 条の 2 第 1 項に基づき、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その六月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならないとされているが、当該路線の休止又は廃止について地域協議会において協議が調った場合にあっては、その三十日前に届け出れば足りることとされている。

今般、地方公共団体の事務の円滑な実施に資するよう、施行規則第 15 条の 4 第 2 号を改正し、一の市町村内で完結する路線については、地域公共交通会議又は法定協議会において協議が調った場合にも、当該変更の 30 日前までに、当該変更をする旨を国土交通大臣に届け出れば足りることとする。

#### (2) 地域協議会の要件に関する告示の一部改正

地域協議会の運営については、地域協議会の要件に関する告示第 4 号において関係都道府県が主催するものであることとされているところ、同号を改正し、協議すべき事項が一の市町村内で完結する路線の休止又は廃止に係る事項のみである場合は、当該市町村が主催することを可能とする。

これまで、地域協議会については、都道府県が主催し路線の休止又は廃止について協議していたところ、市町村が主催して地域協議会を運営する場合は、都道府県と市町村がお互いの役割分担を明確にする必要がある。路線の休止又は廃止を検討している事業者等が混乱することのないよう、市町村が主催して地域協議会を運営する場合は、その旨を事業者等の関係者に前もって周知するとともに、都道府県と密に連携を取りながら円滑な運営を図られたい。

### 2. 協議会の運営における柔軟な対応について

協議会制度の運用については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う協議会制度の運用等について」（令和 2 年国総地第 84 号）で整理したところであるが、地域公共交通会議、地域協議会及び法定協議会の設置・運営においては、簡易な手続による開催や各協議会等の一体的な開催など、地域の実情に応じて柔軟な対応が可能であるため、参考にされたい。

#### 【協議会の一本化】

各制度において必要な構成員を充足することで、例えば、以下の対応が可能である。

- ・ 地域公共交通会議や地域協議会が既に組織されている場合には、必要な構成員を充足することで法定協議会としての機能を持たせ、これらを同時に開催することが可能である。なお、構成員は地方公共団体の判断により柔軟に追加することができるとされている。

- ・ 地域公共交通会議や地域協議会に法定協議会としての機能を持たせることで、路線バスの維持と休廃止の協議について同時に議論することも可能である。

(例)

- ・ A県が主宰する協議会に法定協議会と地域協議会の2つの協議会の機能を持たせることにより、一つの協議会で地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議と、路線バスの休廃止等の生活交通についての協議の両方を行うことができる。
- ・ 一の市町村主催の法定協議会について、市町村主催の地域協議会の機能を持たせることで、一の市町村内で完結する路線の休止・廃止の協議が可能となる。

#### 【設置要綱の作成、委員の任命行為等】

法定協議会を設置した場合、必要な構成員を確認したうえで、その設置要綱において地域公共交通会議や地域協議会としての機能を持たせることを規定することにより、協議会ごとに設置要綱を作成する行為を省略することができる。

また、この場合において、法定協議会への任命を行うことにより、自動的に地域公共交通会議や地域協議会の委員への任命もなされ、別途の任命行為は不要となるなど、簡易な手続による開催が可能である。